

## 第 2 5 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和3年4月6日 午前 9時30分  
 閉会の日時 令和3年4月6日 午前11時03分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

### 委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保			
3	岸正二			
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子			
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子			
8	下田三徳			
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子			
11	須田和敏			
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実			
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司			
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

### 渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男			農地利用最適化推進委員委員長
	新井健二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井一美			農地利用最適化推進委員班長
	爲谷賢司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席14番 石田 玉枝 委員  
議席15番 野村 隆 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行  
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之  
統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信  
主任 中嶋 辰哉  
農林課 主事 小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思います。

それでは、令和3年度第25回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中10人で、会議は成立しました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号14番、石田玉枝委員、議席番号15番、野村隆委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号14番、石田玉枝委員、議席番号15番、野村隆委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

渋川市農業委員会事務局職員の人事異動が令和3年4月1日付け発令でありましたので、ご報告するものです。

はじめに任命であります。上から順に、私、千木良典行前福祉部指導検査室長が参事に昇任し事務局長に、中嶋辰哉主事が主任に昇任、儘田早紀主事が新規採用され、石田和幸主任行政専門員が上下水道局業務課主任行政専門員から当会に再任用となりました。

次に、解任は、中澤正幸事務局長が市民環境部北橋行政センター所長、小林史弥主事が産業観光部農林課主事に、諸田和幸主任行政専門員が教育部赤城公民館主任行政専門員に異動となりました。

今年度は3名が転出し3名が転入となり、増減はありませんでした。

2ページをお願いします。表は、令和3年4月1日からの渋川市農業委員会事務局の新職員体制であります。新たに転入した職員の顔と名前が分からないと思いますので、引き続きの職員を含め、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

事務局 新入職員の儘田早紀主事におきましては、本日、新入職員研修がありまして出席できませんが、よろしく願いいたします。

以上で報告第1号の説明を終わります。

担当以外の者は退席させていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から6番の6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、借借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1番から7番までの7件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続。取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の9ページをお願いしま

す。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、9ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保、小野上地区を野村隆第2班長、子持、赤城、北橋地区を星野安久第2班長より報告をお願いします。

最初に野村第2班長、お願いいたします。

15番

3月26日に実施しました、第2班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査について報告いたします。

参加者は、高橋昭彦委員、事務局の吉田係長、中嶋主事と私、野村の4名で実施いたしました。

渋川、伊香保、小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が6件、合計7件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

まず、4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は道路、西と北は山林となっております。問題ないかと思われま。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路と宅地となっております。問題ないかと思われま。

申請番号5の2番の現地は、東は宅地と畑、西は宅地、南は墓地と畑、北は道路となっております。問題ないかと思われま。

申請番号5の3番の現地は、東は雑種地、西は宅地、南は転用許可済み地、北は道路となっております。問題ないかと思われま。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と南は宅地と畑、西は宅地、北は道路となっています。問題ないかと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と西は宅地と畑、南は道路、北は畑となっています。問題ないかと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。問題ないかと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上、第2班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、星野第2班長、お願いいたします。

1番

それでは、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

3月26日に実施いたしました。参加者は、新井正喜委員と私、星野。事務局は狩野係長、山口主事の合計4名で実施させていただきました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条申請が1件、第5条申請が10件、合計11件でありました。

なお、議案書12ページの申請番号5の14番については、取下げがありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図と議案書の番号は同一でございますので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は水路となっています。特に問題ないと思われます。

次に、5条申請であります。9ページになります。

申請番号5の7番の現地は、東と北は山林、西は道路、南は畑となっています。特に問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東と西は畑、南は宅地、北は道路となっています。特に問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。

続いて、10ページになります。

申請番号5の10番の現地は、東と南は道路、西と北は田となっています。特に問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東は鉄道用地、西は宅地、南は雑種地、北は畑となっています。特に問題ないと思われま

す。続いて、11ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は道路と畑。問題ありません。

申請番号5の13番の現地は、東と西は畑、南と北は道路となっています。特に問題ないと思われま

す。続いて、12ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東は道路、西は畑、南と北は宅地となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の16番の現地は、東と西と南は畑、北は雑種地。問題ありません。

以上でございますが、農地区分については、現地に出る前に係員より説明を受けて了解しておりました。特に問題はないです。

以上で、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第9、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

それでは、農林課の担当者、お願いいたします。

農林課

農林課の小林です。よろしくお願いします。

農地中間管理事業に関わる農用地利用配分計画について、ご説明いたします。協議書の1ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川地区における農用地利用配分計画になります。

この表は左から、賃借権設定を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、1名です。

この方は、平成30年8月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は、ソバです。賃借権の設定等をする土地は2筆。面積は1,378平方メートル。土地の現在の権利関係は1名。設定する権利は賃借権。存続期間は10年になります。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から3の6番の6件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の6番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号3の2番及び3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の5番及び3の6番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から3の6番の6件について審議します。

ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

1番 はい。1番、星野。

議長 はい、1番、星野安久委員。

1番 農業委員をやっていると、土地の動き、売買で1反当たりどのくら

いで取り引きされているかよく訊かれます。今回も売買がありますが、参考までに教えていただきたい。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 まず、申請番号3の2番の売買につきましては、全ての土地に対して50,000円です。申請番号3の3番につきましては、1反300,000円で計算し、面積が小さいので18,900円です。続いて、申請番号3の4番につきましては、合計で3,923,700円です。今回の売買の申請は以上となります。

議長 ほかに何か質問等はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第1号、申請番号3の1番から3の6番の6件については、許可することをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から3の6番の6件については、議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。  
申請番号4の1番及び4の2番の2件を上程し、審議いたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。  
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番及び4の2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われる。

申請番号4の2番は、農用地域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われる。

なお、当該申請は、平成30年5月18日付け指令により営農型太陽光発電施設用地として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を3月25日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

まずはじめに、申請番号4の2番の1件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して高橋昭彦委員をお願いいたします。

18番

はい、議長。18番、高橋。

議長

はい、18番、高橋昭彦委員。

18番

調査は、3月25日に大島会長職務代理者、飯塚敬子委員、津久井一美推進委員と私、高橋。事務局からは中澤事務局長、吉田係長、狩野係長の合計7名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。

なお、番号3番の項目につきまして、当初許可後の3年間の状況報告等によると、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較して著しく減少しておりますが、今後については、営農計画書により単収を地域の平均的な単収の80パーセントで計画していることから、適合としました。ただし、一時転用期間については、申請では3年間となっておりますが、過去の状況を鑑みて許可後の状況の確認が必要と思われるため、令和3年5月18日から令和4年5月17日までの1年間を許可期間とするのが妥当と思われる。以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、申請番号4の2番の1件を審議します。  
先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第2号、申請番号4の2番の1件については、許可後の状況の確認が必要となることから、一時転用期間1年間の許可とすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の2番の1件については、一時転用期間1年間の許可とすることに決しました。  
続きまして、申請番号4の1番の1件を審議します。  
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
議案第2号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。  
申請番号5の1番から5の16番の16件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申

請につきましてご説明いたします。

申請に入る前に、議案書12ページの申請番号5の14番については、3月19日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の16番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われま

申請番号5の11番は、JRの駅から約50メートルのところに位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

11ページをお願いいたします。

申請番号5の12番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、営農型太陽光発電所用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を3月25日に実施いたしました

申請番号5の13番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

12ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

申請番号5の16番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の14番は取下げとのことですので、申請番号5の14番を除く、申請番号5の1番から5の16番の15件について審議します。

まずはじめに、申請番号5の12番の1件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して新井正喜委員にお願いします。

6番

はい、議長。6番、新井。

議長

はい、6番、新井正喜委員。

6番

調査は、3月25日に大島会長職務代理者、高橋農政部会長、内山推進委員と私、新井。事務局からは中澤事務局長、吉田係長、狩野係長の合計7名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1

番から7番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。  
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号5の12番の1件を審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

はい、4番、角田壽一委員。

4 番

5の12番の関係は、渡人と受人の会社名は違いますが。代表取締役名は同じで同一人物ですよね。渡す方も受ける方も同じ人物で、ただ会社が違うだけということになるわけですがけれども、全く問題ないということによろしいですか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

代表取締役の方が同一人物だというようなご質問になるかと思えますけれども、会社自体は別会社ということで、それぞれの法人格をもっておりますので、それについての賃貸借は問題ないと考えております。

4 番

代表取締役の方は色々と事業を展開しているみたいですが、そういうやり方もありかなという感じもしました。ありがとうございました。

議 長

ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の12番の1件については、許可すること  
でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の12番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の12番の1件を除く申請番号5の1番から5の16番の14件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑していいですか。

5の5番のことですが、過去に定期借地権付建売分譲用地として利用したいとのことで、私が農政部会長をしているときに許可を出したわけです。舌の根が乾かぬうちに建売分譲住宅という看板を立てて売買を済ましたということ。

去年も定期借地権付建売分譲用地の事案が出てきましたが、事務局に再三再四、追跡調査してくださいとお願いしてあるところです。現在1棟は8割方できていると思います。2棟目が今朝見てきたところ建設が始まっているということで、この3棟を定期借地権付建売分譲用地として利用したいとのことであります。

定期借地権付建売分譲住宅は、都会ではまかり通っているやり方です。ただ、この渋川市では、その売買の仕方が適当であるか適当でないか。定期借地権は50年以上貸しますと言うことで、賃貸借料で土地を取引しているわけです。50年ということが第1の条件です。

間違いなく定期借地権付建売分譲であればよいが、その辺の追跡調査をお願いしたい。よろしくお願いします。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議 長 はい、農業振興係長。

事務局 定期借地権付ということですが、今回の申請につきましては、定期借地権付の賃貸借契約書が添付されております。所有者と借り受ける法人、お互いの印鑑が押されたものが添付されております。それで確認しております。

議 長 過去、4年ほど前は、大変な問題になりまして、当時担当地域の委員さんが審議しないと怒ってしまった経緯があります。現地に分譲用地の看板を立てていましたが、今は管理用地という看板を立てています。管理用地がどのようなものなのか分からないので、事務局に追跡調査をお願いします。

ほかについては質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りしま

す。

議案第3号、申請番号5の12番の1件を除く申請番号5の1番から5の16番の14件のうち、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の10番の1件については群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、残りの13件は許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の12番の1件を除く申請番号5の1番から5の16番の14件のうち、申請番号5の10番の1件については群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、それ以外は議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年5月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が53人、借受人が24人、筆数が89筆、面積が13万8,020平方メートルです。この個別の内訳は、14ページから17ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります、  
ご審議の上、ご議決くださりますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、認めることで  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。  
以上をもちまして、第25回総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前11時03分>